

目 次

津市規則

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定

平成30年7月豪雨による市税に関する申告期限等の延長

指定緊急避難場所の指定

放置自転車の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市税務窓口等運営業務に係るプロポーザルの実施

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第38号

津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市介護保険条例施行規則（平成18年津市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第49条の2第2号」を「第49条の2第1項第2号」に、「100分の80」を「100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70」に改める。

第23条の2中「第49条の2第4号」を「第49条の2第1項第4号」に、「100分の80」を「100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70」に改める。

第28条中「第49条の2第6号」を「第49条の2第1項第6号」に、「100分の80」を「100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70」に改める。

第38条中「第59条の2第2号」を「第59条の2第1項第2号」に、「100分の80」を「100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70」に改める。

第38条の2中「第59条の2第4号」を「第59条の2第1項第4号」に、「100分の80」を「100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70」に改める。

第51条第1項中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

津市告示第 1 8 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 1 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 7 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社 G T O コーポレーション

2 事業所の名称

相談支援事業所オレンジ

3 事業所の所在地

津市長岡町 8 2 番地 1

4 指定年月日

平成 3 0 年 7 月 1 日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2 4 3 0 5 0 2 6 0 5

(2) 障害児相談支援事業所 2 4 7 0 5 0 0 7 1 7

津市告示第 1 8 7 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市市税条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者については、その期限を延長するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 延長に係る地域

都道府県名	地域名
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

2 延長に係る申告等

平成 3 0 年 7 月 5 日から、別途告示で定める日の前日までに行うべき申告等

3 延長後の期限

別途告示で定める日

津市告示第 1 8 8 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同法第 4 9 条の 4 第 3 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所（一時避難場所）

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
久居交流広場	津市久居元町 2 3 5 4 番地				○	○			

津市告示第 1 8 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 0 年 7 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 7 月 1 3 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 9 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年久居市告示第 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

久居団地自治会

三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 5 0

代表者 山田 弘正

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 0
変更後	三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 5 0

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	林 明志 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 0
変更後	山田 弘正 三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 5 0

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成 3 0 年 4 月 1 5 日の通常総会において承認されたため。

津市公告第 1 0 7 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件 番号 及び 区分 番号	物件 の 種類	物件の所在	地目	地積	備考
1	土地	津市豊が丘一丁目33 40番209	雑種地	808 m ²	市街化調整 区域
2	土地	津市豊が丘五丁目23 86番334	雑種地	500 m ²	市街化調整 区域
3	土地	津市河芸町上野字鐘鋳 場3339番138	宅地	256.52 m ²	市街化調整 区域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号から第2号までに該当する者に限ります。）に属する津市職員

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者

(4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオーク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人

(7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成30年7月17日（火）午後1時から平成30年8月2日（木）午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成30年7月17日（火）午後1時から平成30年8月2日（木）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ロ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上で入札してください。

イ 土地（土地に建物が存する場合は、建物を含みます。）の入札参加申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ウ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関に確認を行うものとします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

- エ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- オ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。
- カ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- キ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。
- ク 入札参加申込手続が完了したときは、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

- (1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市豊が丘一丁目 3 3 4 0 番 2 0 9	12,684,480 円	1,268,448 円
2	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	10,539,120 円	1,053,912 円
3	津市河芸町上野字鐘鋳場 3 3 3 9 番 1 3 8	3,952,900 円	395,290 円

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始3開庁日前（平成30年8月13日（月））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保

証金へ充当します。

- (4) 入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

平成30年8月16日（木）午後1時から平成30年8月23日（木）
午後1時まで

(2) 開札

平成30年8月23日（木）午後1時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。

入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(イ) 暴力団員

(i) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与して

いると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成30年9月12日（水）午後5時15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額
1	津市豊が丘一丁目3340番209	234,500 円

2	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	145,100 円
3	津市河芸町上野字鐘鋳場 3 3 3 9 番 1 3 8	71,100 円

※ 提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、平成 30 年 9 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後 2 時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）

- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第108号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月17日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

430071701

公 告 日	平成30年7月17日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営生学第1-35号 津市埋蔵文化財センター久居分室解体工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 久居元町 地内				
業 務 概 要	解体 津市埋蔵文化財センター久居分室 鉄筋コンクリート造2階建 延面積755m2 駐輪場、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年12月10日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	1,176,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430071702

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維第14号 美里町五百野地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 美里町五百野	地内		
工 事 概 要	側溝工 40m 表層 136m2			
工 期	契約締結の日から 平成30年10月31日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】美里	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・安濃	【格付】D・C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成30年7月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年7月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成30年8月1日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,506,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071703

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維第15号 河芸町南黒田及び河芸町北黒田地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 河芸町南黒田及び河芸町北黒田 地内			
工 事 概 要	側溝工 106m 集水桝・マンホール工 2箇所 表層 228m ²			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】美里	【格付】D・C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】D
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,860,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071704

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維第13号 一身田上津部田地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 一身田上津部田 地内			
工 事 概 要	側溝工 101m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 52m2			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,730,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071705

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維第12号 芸濃町棕本地内道路修繕（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本 地内			
工 事 概 要	表層 1,630m ²			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月9日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	12,852,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071706

公 告 日	平成30年7月17日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維補第1号 大里睦合山室町線舗装修繕工事				
工 事 場 所	津市 大里山室町及び大里野田町		地内		
工 事 概 要	表層 1, 210m2 路上路盤再生工 1, 210m2				
工 期	契約締結の日から 平成30年11月16日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	17,320,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430071707

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	平成30年度住第4号 津市市営高洲町アパート4号館遠隔水道メーター取替工事			
工 事 場 所	津市 高洲町 地内			
工 事 概 要	遠隔水道メーター取替 電子式水道メーター 20mm 24個 集中検針盤 1面 ※上記に係る配管工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月9日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,235,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071708

公 告 日	平成30年7月17日	業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	平成30年度建整特補第1－1号 大谷踏切詳細設計業務委託				
業 務 場 所	津市 上浜町一丁目 地内				
業 務 概 要	踏切道詳細設計 一式				
期 間	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	部 門	鉄道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件	過去10年間（平成20年度以降）に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり JR東海の踏切道詳細設計業務			
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年7月27日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月20日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年7月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年7月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月1日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,133,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430071709

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維環第3号 住吉町ほか4町地内道路整備工事			
工 事 場 所	津市 住吉町ほか4町 地内			
工 事 概 要	側溝工 381m 集水桝・マンホール工 12箇所 表層 1,134m ²			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月15日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	43,205,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071710

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津駅前北部土地区画整理事務所	
工 事 名	平成30年度区画都政補第2号 津駅栄町線及び羽所町第10号線道路改良等工事			
工 事 場 所	津市 羽所町及び栄町四丁目 地内			
工 事 概 要	側溝工 202m 集水桝・マンホール工 4箇所 管路工(管径81～250mm) 223m プレキャストボックス工 3箇所 表層 1,050m ²			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	62,853,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071711

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成29年度下建公補第26号 野村第二排水区雨水管渠築造工事			
工 事 場 所	津市 久居野村町 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径1,000mm～1,100mm) 115m 管布設工(内径800×800mm) 96m 組立マンホール工 2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月8日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	73,611,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071712

公 告 日	平成30年7月17日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成30年度下建公補第5号 北部第14－1汚水幹線築造工事				
工 事 場 所	津市 広明町及び大谷町		地内		
工 事 概 要	管推進工(管径350mm) 17m 管布設工(管径150～300mm) 450m 組立マンホール工 12箇所 ます設置工 7箇所				
工 期	契約締結の日から 平成31年1月29日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日		まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日		まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	87,432,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

430071713

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成30年度南道整補第1号 久居駅周辺地区都市再生整備事業に伴う避難路整備工事（その1）			
工 事 場 所	津市 久居烏木町 地内			
工 事 概 要	場所打函渠工 117m 場所打水路工 105m			
工 期	契約締結の日から 平成31年1月11日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	93,219,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

430071714

公 告 日	平成30年7月17日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営一教第22号 津市川合公民館空調設備改修工事			
工 事 場 所	津市 一志町八太 地内			
工 事 概 要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 15組 受変電設備取替 キュービクル 1基 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月30日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年7月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月8日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	40,649,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第109号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月30日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

430073004

公 告 日	平成30年7月30日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営教総地調補第1-36号 津市立安東小学校給食受入施設改修設計及び津市長谷山市民館耐震診断調査業務委託				
業 務 場 所	津市 納所町及び分部 地内				
業 務 概 要	改修設計 津市立安東小学校 (建具改修、内外装改修、躯体改修、外構) 耐震診断 津市長谷山市民館 鉄筋コンクリート造2階建 延面積173m2 ※上記に係る改修設計及び耐震診断調査業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成31年1月18日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年8月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年8月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月22日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	1,292,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430073005

公 告 日	平成30年7月30日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営久生消総第1ー32号 津市久居北口文化会館デイサービスセンター改修及び津市消防団一志方面団第2分団詰所・車庫整備設計業務委託				
業 務 場 所	津市 久居烏木町及び一志町波瀬 地内				
業 務 概 要	改修設計 ※上記に係る設計業務委託 一式 津市久居北口文化会館デイサービスセンター (内装改修) 津市消防団一志方面団第2分団詰所・車庫 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修)				
期 間	契約締結の日から 平成31年1月18日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870ー20 Tel059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年8月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月22日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	1,294,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430073006

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成30年度南杉地補第1号 旧美杉庁舎等跡地イベント広場整備工事（その1）			
工 事 場 所	津市 美杉町八知	地内		
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 42m 側溝工 46m			
工 期	契約締結の日から 平成30年12月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】一志	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	(一社)日本鉄道施設協会の発行したJR東海工事管理者(在)の資格認定証を有する者を雇用し、配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月22日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	4,214,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073007

公 告 日	平成30年7月30日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成30年度下建維第2号 高茶屋一丁目及び高茶屋二丁目地内下水道管更生工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋一丁目及び高茶屋二丁目 地内			
工 事 概 要	本管部分補修工(本管径200mm) 3箇所 支管一体部分補修工(本管径200mm 取付管径150mm) 25箇所 本管口Vカット補修工(本管径200mm～250mm) 66箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年1月15日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 下水道管更生工法又は下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技 術審査・証明を得ている工法に限る。専門技術者の項において同じ。)による下水道管更 生工事等		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
		専門技術者	下水道管部分補修工法の施工技術の認定証等を有する者 (主任技術者・現場代理人と兼務可)	
その他要件	・下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている 工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員である こと ・経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年8月2日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年8月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月22日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	10,218,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定 める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空 港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073008

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営水振第23号 旧津市のり人工採苗施設解体工事			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	解体 培養施設 鉄骨造平家建 延面積299m2 地上貯水槽 鉄筋コンクリート造平家建 延面積22m2 外構、構内整備 ※上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月16日 まで			
発注業種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年8月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成30年8月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年8月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成30年8月22日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	12,671,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073009

公 告 日	平成30年7月30日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成30年度下施排第2－1号 東浜排水機場電気設備（蓄電池等）取替修繕				
工 事 場 所	津市 栗真町屋町 地内				
工 事 概 要	蓄電池設備取替修繕 一式 制御弁式据置鉛蓄電池(6セル/個) 9個				
工 期	契約締結の日から 平成31年1月31日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された蓄電池設備の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が380万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月17日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年8月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年8月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月22日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	4,349,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430073010

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維環第4号 垂水高茶屋駅線道路整備工事			
工 事 場 所	津市 垂水	地内		
工 事 概 要	側溝工 274m 集水桝・マンホール工 10箇所 表層 447m2			
工 期	契約締結の日から 平成31年1月31日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年8月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年8月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年8月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成30年8月29日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	20,431,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073011

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成 3 0 年度下建公補第 6 号 津北部第 1 3 処理分区公共下水道工事（その 1）			
工 事 場 所	津市 栄町三丁目及び羽所町 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 415m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 9箇所 ます設置工 32箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月22日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年8月8日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月29日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	67,039,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073012

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営文振第25号 津市白山総合文化センターしらさぎホール舞台音響設備及び舞台照明設備改修工事			
工 事 場 所	津市 白山町二本木	地内		
工 事 概 要	舞台音響設備改修 調整室音響調整卓 1組 電力増幅架 3組 入力パッチ架 1組 舞台下手袖音響調整卓 1組 舞台下手袖操作架 1組 舞台照明設備改修 調光器盤 1面 サスペンションフライダクト 3組 ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月15日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年8月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月29日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	45,713,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073013

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営文振補第24号 津市白山総合文化センターしらさぎホール及び津市うぐいす図書館天井改修工事			
工 事 場 所	津市 白山町二本木	地内		
工 事 概 要	改修 (内装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月6日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年8月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月29日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	52,415,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430073014

公 告 日	平成30年7月30日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営生学補第26号 観音寺地区放課後児童クラブ新築工事			
工 事 場 所	津市 観音寺町	地内		
工 事 概 要	新築 鉄骨造平家建 延面積153m2 ※上記に係る建築工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月22日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年8月8日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年8月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年8月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月29日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。 なお、最低制限価格の設定にあたっては、増減調整をしないものとします。			

津市公告第 1 1 0 号

次のとおり津市税務窓口等運營業務委託公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 業務名

津市税務窓口等運営業務委託

(2) 予算額

ア 平成30年度予算額

4,926,820円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 2019年（平成31年）度から2021年度まで（予定）

39,414,560円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(3) 担当部署

津市政策財務部市民税課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話 : 059-229-3128

E-mail : 229-3128@city.tsu.lg.jp

2 委託業務の範囲

(1) 窓口受付、証明書の取扱業務

(2) 公金収納に関する業務

(3) 後方業務

(4) その他(1)～(3)に附帯する業務

3 履行期間

契約締結日から2018年（平成30年）11月30日までを本業務の準備期間とし、業務運営期間は、2018年（平成30年）12月1日から2021年11月30日までとする。

本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、契約締結の日の属する年度以降に津市の歳入歳出予算の金額に減額があった場合、契約内容を変更し、又は解除することがある。

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）からダウンロードすること。

5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	平成 30 年 7 月 31 日（火）
質問書の提出期限	平成 30 年 8 月 6 日（月） 午後 5 時まで
質問書の回答	平成 30 年 8 月 13 日（月）
参加申込書等の提出期限	平成 30 年 8 月 20 日（月） 午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	平成 30 年 8 月 23 日（木）
企画提案書等の提出期限	平成 30 年 9 月 5 日（水） 午後 5 時まで
第 1 次審査選定結果通知	平成 30 年 9 月 14 日（金）
第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定）	平成 30 年 9 月 28 日（金）
最優先候補者決定及び企画提案書採用通知	平成 30 年 10 月 1 日（月）

6 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者（以下「単独事業体」という。）であること。

- (1) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 過去5年間に地方公共団体の公金の収納及び当該収納した金銭を金融機関へ払い込むまでの事務について、連続した12月以上の履行実績を有すること。
- (9) 当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (10) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

と。

- (11) プライバシーマーク（Pマーク）又はISO27001（ISMS）の認定を受けていること。（企画提案書に認定番号等を記載すること。）

7 審査方法

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加事業者（以下、「参加事業者」という。）から企画提案書等の提出を求めたのち、別に定める基準に基づいた審査方式で実施する。

審査については、津市税務窓口等運營業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、審査委員会は、識見を有する者及び本市の職員のうちから9名以内で構成する。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

(1) 第1次審査

企画提案書等について、書類審査を行い、第2次審査対象者（4者程度）を選定する。

なお、審査員が審査項目のいずれか一つでも最低評価点の評価をした参加事業者にあつては失格とする。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加事業者（第2次審査対象者）に対し、提出された企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最高得点者を最優先候補者とする。

なお、第1次審査における評価点は、加点することとする。

8 契約手続き等

審査の結果により最優先候補者として決定された者を当該業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市税務窓口等運營業務委託公募型プ

ロポーザル実施要領」によるものとする。

【問い合わせ先】

津市政策財務部市民税課

電話　： 0 5 9 － 2 2 9 － 3 1 2 8

E-mail：229-3128@city.tsu.lg.jp

津市税務窓口等運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、津市税務窓口等運營業務委託（以下「本業務」という。）における事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、税務窓口における窓口受付、各種証明書の取扱業務及び公金収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務範囲

本業務の委託業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、「津市税務窓口等運營業務委託仕様書」に定めるものとする。

- ア 窓口受付、証明書の取扱業務
- イ 公金収納に関する業務
- ウ 後方業務
- エ その他ア～ウに附帯する業務

(2) 履行期間

- ア 契約締結日から２０２１年１１月３０日までとする。
- イ 契約締結日から２０１８年（平成３０年）１１月３０日までは本業務の準備期間とし、業務運営期間は、２０１８年（平成３０年）１２月１日から２０２１年１１月３０日までとする。また、準備期間に係る経費等は受託事業者の負担とする。

(3) 業務場所

三重県津市西丸之内２３番１号
津市本庁舎２階

3 提案見積限度額

２０１８年（平成３０年）１２月１日から２０２１年１１月３０日までの期間の委託業務に係る提案見積限度額の総額は、４４，３４１，３８０円（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、年度別の提案見積限度額については、次のとおりとする。

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

本業務に係る提案見積書（別途指定様式）を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

平成30年度	4,926,820円
2019年（平成31年）度	14,780,460円
2020年度	14,780,460円
2021年度	9,853,640円

4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	平成30年7月31日（火）
質問書の提出期限	平成30年8月6日（月） 午後5時まで
質問書の回答	平成30年8月13日（月）
参加申込書等の提出期限	平成30年8月20日（月） 午後5時まで
参加資格審査結果通知	平成30年8月23日（木）
企画提案書等の提出期限	平成30年9月5日（水） 午後5時まで
第1次審査選定結果通知	平成30年9月14日（金）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定）	平成30年9月28日（金）
最優先候補者決定及び企画提案書採用通知	平成30年10月1日（月）

5 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者（以下「単独事業体」という。）であること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記

簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

(2) 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税(支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画

が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 過去５年間に地方公共団体の公金の収納及び当該収納した金銭を金融機関へ払い込むまでの事務について、連続した１２月以上の履行実績を有すること。
- (9) 当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (10) 個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (11) プライバシーマーク（Ｐマーク）又はＩＳＯ２７００１（ＩＳＭＳ）の認定を受けていること。（企画提案書に認定番号等を記載すること。）

6 募集内容

平成３０年７月３１日（火）に公告を行い、実施要領等関係書類について津市ホームページで公表する。

7 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとする。メールの件名は、「津市税務窓口等運營業務公募型プロポーザル質問」とし、所定の様式を使用しメールに添付すること。
メール送信後、電話により市民税課税政担当まで受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

平成３０年８月６日（月）午後５時まで

(3) 提出先メールアドレス

229-3128@city.tsu.lg.jp（津市政策財務部市民税課）

(4) 回答方法

参加者から質問を受けた場合は、当該提出事業者には所定のメールアドレスに質問内容とその回答を送信するとともに、津市ホームページへ掲載する。

なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 参加申込

- (1) プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、別に定める参加申込書（第1号様式）及び宣誓書（第2号様式）に、公告日を基準とする次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

ア 会社概要関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。（パンフレットの使用も可とする。）

イ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

ウ 登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書等

- (1) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (2) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (3) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表

直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

オ 印鑑（登録）証明書

カ 関連業務の受託実績表

キ 前記の受託実績を証する契約書等の写し又は履行実績を証明する書類（いずれも業務内容を確認するため仕様書（写し）を添付すること）

ク 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

ケ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

コ 損害保険等の加入状況に関する書類

不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保

険についての加入状況について確認できるもの

サ プライバシーマーク（Pマーク）又はISO27001（ISMS）
の認定を受けていることが確認できるもの

(2) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 平成30年8月20日（月）午後5時まで

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先 津市政策財務部市民税課

（〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号）

エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）と
する。（期限内必着）

9 参加資格要件の確認結果通知

- (1) 参加申込事業者から提出された参加申込書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格要件について確認する。
- (2) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第3号様式）により、プロポーザルへの参加を要請するものとする。
- (3) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書（第4号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をするものとする。

10 審査方法

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加事業者（以下、「参加事業者」という。）から企画提案書等の提出を求めたのち、別に定める基準に基づいた審査方式で実施する。

審査については、津市税務窓口等運營業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、審査委員会は、識見を有する者及び本市の職員のうちから9名以内で構成する。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

(1) 第1次審査

企画提案書等について、書類審査を行い、第2次審査対象者（4者程

度)を選定する。

なお、審査員が審査項目のいずれか一つでも最低評価点の評価をした参加事業者にあつては失格とする。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加事業者(第2次審査対象者)に対し、提出された企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最高得点者を最優先候補者とする。

なお、第1次審査における評価点は、加点することとする。

11 企画提案書の提出書類

- (1) 参加事業者は、本実施要領に従い、次に定める項目についての企画提案書を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

ア 会社概要及び財務状況(直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)

イ 関連業務の受託実績

ウ 業務実施計画及び業務遂行体制に関する提案

エ 窓口受付・証明書取扱業務に関する提案

オ 公金収納業務に関する提案

カ 後方業務に関する提案

キ 研修体制・苦情対応に関する提案

ク 個人情報保護に関する提案

ケ 防災、災害及び緊急時等危機管理に関する提案

- (2) 企画提案書は、日本工業規格A4判横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付し、企画提案書正本1部、企画提案書副本を9部作成の上、提出することとする。なお、企画提案書のページ数は、表紙及び目次を除き50ページ以内とする。

- (3) 正本にあたる提案書の表紙には、あて先「津市長」、タイトル「津市税務窓口等運營業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。

- (4) 正本にあたる提案書の表紙にのみ実印(代表者の印)を押印することとする。

- (5) 副本にあたる提案書には、あて先「津市長」、タイトル「津市税務窓口

等運営業務委託企画提案書」、提出年月日を記載すること。（正本は事務局で預かり、副本により審査を実施する。）

- (6) 企画提案書のほか、本業務を開始した日から2021年11月30日までの3年間における提案見積書並びに内訳書を添付するものとする。

なお、提案見積書及び内訳書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんの上1部提出すること。この提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。

- (7) 企画提案書等の著作権はそれぞれ製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。
- (8) 企画提案書等の受付後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (9) 企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。
- (11) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (12) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (13) 企画提案書等の提出について
- ア 提出期限 平成30年9月5日（水）午後5時まで
- イ 提出先 津市政策財務部市民税課
(〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号)
- ウ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。（期限内必着）

12 企画提案書の内容

企画提案書には、以下の項目について記載する。

各項目における判断基準は、別紙のとおりとする。

なお、企画提案書副本については業者が特定できる社名等を記載しないこと。

(1) 会社概要及び財務状況

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。財務状況について、直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書等を提出すること。

(2) 受託実績

過去5年間に普通地方公共団体の公金の収納及び当該収納した金銭を金

融機関へ払い込むまでの事務について記載すること。

また、窓口業務及び証明書取扱業務等の関連する受託実績について記載すること。

(3) 業務実施計画及び業務遂行体制

窓口受付・証明書取扱業務、公金収納業務及び後方業務等の各業務についての月間及び年間執行計画並びに平常時及び繁忙期における執行体制を記載すること。

(4) 窓口受付、証明書取扱業務に対する考え方

窓口受付及び証明書の取り扱いに対する業務実施方法について、具体的に記載すること。

なお、窓口受付における来客対応については、市民サービス向上の観点から、よりスムーズな案内誘導や短時間での案内処理を求めることから、これらに関する考え方及び業務方法について、具体的に記載すること。

(5) 公金収納業務に対する考え方

現金の収受及び管理方法について、具体的に記載すること。

(6) 後方業務に対する考え方

窓口業務へ対応するべき時間以外の業務運営について、具体的に記載すること。

(7) 研修体制及び苦情対応に対する考え方

研修体制及び研修計画について、具体的に記載すること。

苦情等に対する対応方法について、具体的に記載すること。

(8) 個人情報保護に対する考え方

委託業務を運営する上での個人情報の管理体制について、具体的に記載すること。

プライバシーマーク（Pマーク）又はISO27001（ISMS）の認定番号等を記載すること。

(9) 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方

地震、火災、台風等の災害発生時における危機管理全般に対する考え方について、具体的に記載すること。

13 第1次審査の結果通知

- (1) 審査の結果、第2次審査への参加を認められた参加事業者に対し、第1次審査選定通知書（第5号様式）により、第2次審査への参加を要請する

ものとする。

- (2) 審査の結果、第2次審査への参加を有していないと認められる場合は、企画提案書不採用通知書（第6号様式）の送付をもって、プロポーザルの参加を認めない旨の通知をするものとする。

14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次審査で選定された参加事業者に対しては、第2次審査として、第1次審査時に提出された企画提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 実施日時

平成30年9月28日（金）を予定しているが、実施場所や時間等については、第1次審査結果の通知書と合わせて通知する。

- (2) 審査の時間

20分以内のプレゼンテーションの後、審査員による10分程度の質疑応答を行う。準備及び撤収時間は、概ね10分程度とする。

- (3) 実施方法

自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、電源、机等については、当方で準備するがスクリーン、プロジェクタ、ケーブル等の必要機材については、参加事業者において準備すること。

- (4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

- (5) 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している3名までとする。

15 プロポーザルの評価基準及び審査

- (1) 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、企画提案書の的確性、表現力、創造力、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は審査委員会が行うものとする。

- (2) 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、別に定める基準に基づき行うものとする。

- (3) 審査は、各参加事業者の企画提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最優先候補者として選定する。

- (4) 評価基準総合点は、項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、そ

の平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。

16 最優先候補者の決定及び通知

- (1) 最優先候補者に決定した参加事業者に対し、最優先候補者に決定した旨を、企画提案書採用通知書（第7号様式）により通知する。
- (2) 最優先候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、選定されなかった旨を、企画提案書不採用通知書（第6号様式）により通知する。
- (3) 非選定事業者は、非選定となった理由を求めることができる。
なお、当該要求は、通知書到着の日から10日以内に限りできるものとし、書面により提出しなければならない。
- (4) 前項に規定する説明要求があった場合には、第21項に定める基準等に基づき理由を開示する。

17 委託契約

- (1) 最優先候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、委託業務契約を締結する。
- (2) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、最優先候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 最優先候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

18 企画提案書の瑕疵

- (1) プロポーザルに関する全ての提出書及び申告内容に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について審査委員会で協議のうえ、参加事業者の取り扱いについて決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、(1)に規定する瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) (1)に規定する瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

19 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加事業者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合
- (3) 本業務委託契約締結日までに「5 参加資格」に規定するプロポーザルへの参加資格を欠く者となった場合
- (4) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合

20 次順位の繰上げ

最優先候補者に本業務委託契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

21 情報公開基準

プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

当該請求は、それぞれ書面により提出する。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断する。

対 象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注１）
	提案見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
採点表（合計点）		○（注３）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

22 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) プロポーザルに係る事務局は、津市政策財務部市民税課に設置する。

(2) 各書類の提出先

三重県津市西丸之内23番1号

津市政策財務部市民税課

電話059-229-3128

E-Mail 229-3128@city.tsu.lg.jp

評価項目	判断項目・判断基準
会社の内容に関する事項について	会社の規模、経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか。
受託実績について	過去5年間に地方公共団体の公金の収納及び当該収納した金銭を金融機関へ払い込むまでの事務について十分な知識及び実績を有するか。 窓口業務及び証明書取扱業務等の関連業務について、どのような受託実績を有するのか。
業務実施計画及び業務遂行体制について	責任をもって業務を遂行できる能力とその立場にある人員の配置が明確か。また、関係者との指揮命令系統と責任体制が明確であるか。（1年以上の雇用関係があり、本業務委託内容と同種の業務について、実務経験を有する人材は何名いるか。） 急な欠員が発生した場合において、即座に適切な対応ができ得る人員体制がどのようにとれるのか。また、業務繁忙期等における応援体制の対応がとれるのか。 多種多様な来客への対応や端末操作業務を行うにあたり、どのようなスキル（年齢、経験、資格、語学力等）の人材を配置する予定か。 従事者に対し、業務に関する研修、教育をどのように行えるか。また、税務業務の業務受注者としてコンプライアンスをどのように考えるのか。 本市の窓口受付業務、証明書取扱業務及び後方業務等の各業務において、どのような執行計画に基づき行うのか。 事務の効率化、利用者サービスの向上の実現に直結する、実現可能で具体的な企画・提案であるか。 契約締結から業務開始までの移行体制及び計画について、どのように取り組むのか。 有事の際における対応について、どのような対応を考えているか。業務責任者（マネージャー）が業務実施場所までどの程度の時間で到着できるか。

評価項目	判断項目・判断基準
窓口受付業務、証明書取扱業務及び公金収納に関する業務について	応接業務（窓口対応、公金受理等）について、接遇等専門知識及び経験を有している人員の配置をどのように行えるか。 年度当初などの繁忙期対策はどのように考えているか。 当該業務の効率化に対し、どのような優れた提案があるか。 適正な現金の収受、管理、業務処理について、どのような対策等がとれるか。 不当要求行為等に関して、どのような対策等がとれるか。 提案された各業務方法について、実現可能であるか。
後方業務について	電算処理等の取扱いに習熟した者を配置しているか。 各後方業務に係る業務運用スケジュール管理をどのように行うのか。
研修体制・苦情対応について	業務を遂行する上で具体的な研修計画・スケジュールはあるか。 人材育成に向けた研修体制について、どのように取り組むのか。 地方税法、市税条例及び施行規則等の法令等に関し、研修体制についてどのように考えるか。 研修に関して、優れた提案があるか。 日常業務でおこる苦情に対し、具体的にどのように対応しているのか。
個人情報の保護について	個人情報保護関連の資格の有無について 本業務を運営するうえでの個人情報の具体的な管理体制について
防災、災害及び緊急時等における危機管理について	地震、台風、火災等の災害に備え、十分な防災対策を講じるとともに、災害が発生した場合を想定した対策があるか。 業務中の事故、システムの故障、盗難による個人情報流出など、起こりうるあらゆる緊急事態に対して、公共事業の一翼を担う者として適切な対応がとれるか。 災害時における協力体制についてどのように対応するか。 その他危機管理全般に関する業務提案はあるか。
提案見積金額	配点 × （最も低い見積金額／当該事業者の見積金額）

第1号様式（第8関係）

参加申込書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）津市長

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名



年 月 日付けで公告のありました下記業務について、下記
のとおり参加申込みをします。

記

- 1 業務名 津市税務窓口等運営業務委託
- 2 添付書類 別紙のとおり
(記載例)
 - ・〇〇〇〇資格証写し
 - ・〇〇〇〇実績証明書類
- 3 連絡先 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第2号様式（第8関係）

宣 誓 書

年 月 日

（あて先）津市長

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

印

津市税務窓口等運營業務委託公募型プロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領の「5 参加資格」に記載された全ての要件を満たすことを宣誓します。

第3号様式（第9関係）

参加資格審査結果通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのありました下記業務について、津市税務窓口等運営業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき審査しました結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名
津市税務窓口等運営業務委託
- 2 審査結果
参加資格を有することを認めます。
- 3 企画提案書等提出期限
年 月 日
- 4 企画提案書等提出方法
 - (1) 提出先
 - (2) 提出方法
- 5 その他
- 6 事務担当 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第4号様式（第9関係）

参加資格審査結果通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのありました下記業務について、津市税務窓口等運營業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき審査しました結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 津市税務窓口等運營業務委託
- 2 審査結果 下記の理由により、参加資格を有することを認められません。
- 3 理由
- 4 その他
- 5 事務担当 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第5号様式（第13関係）

第1次審査選定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで企画提案書を提出していただきました下記業務について、津市税務窓口等運營業務プロポーザル方式審査委員会において審査しました結果、第1次審査により第2次審査候補者と決定され、下記日程で第2次審査を実施しますので通知します。

記

- 1 業務名
津市税務窓口等運營業務委託
- 2 第2次審査日程
- 3 審査場所
- 4 審査方法
- 5 その他
- 6 事務担当 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第6号様式（第13関係）

企画提案書不採用通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで企画提案書を提出していただきました下記業務について、津市税務窓口等運営業務プロポーザル方式審査委員会において審査しました結果、第2次審査により貴社（殿）の企画提案については、不採用となりましたので通知します。

記

1 業務名 津市税務窓口等運営業務委託

2 理由

3 事務担当 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第7号様式（第16関係）

企画提案書採用通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで企画提案書を提出していただきました下記業務について、津市税務窓口等運營業務プロポーザル方式審査委員会において審査しました結果、貴社（殿）の企画提案を採用し、貴社（殿）を最優先候補者に決定しましたので通知します。

記

1 業務名 津市税務窓口等運營業務委託

2 その他

3 事務担当 所属
担当者氏名
電話
E-mail

津市税務窓口等運営業務委託
仕 様 書

津 市

津市税務窓口等運營業務委託仕様書

第1章 委託業務の概要

1 業務名称

津市税務窓口等運營業務委託

2 委託の目的

本業務は、簡素で効率的な税務行政を推進するとともに市民サービスの向上を目的として実施するものであり、税務事務に係る業務の現状と課題を踏まえ、以下の効果を目指して業務を委託する。

(1) 税務事務の効率化

業務の一部を委託することにより、市職員の業務削減を図るとともに窓口運営コストの低減を実現する。これにより、公権力の行使にあたる業務など市職員でしか対応できない業務に専念できる体制を構築する。

(2) 行政サービスの向上

税務窓口のワンストップ化を維持し、市民満足度をさらに高めるために行政サービスの向上を図る。

(3) 業務の質、精度の維持及び向上

市民へ提供する委託業務の客観的なサービス水準を明確化することにより、市民に提供する業務の質、精度の維持及び向上を実現する。

3 委託の基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づいて業務を遂行すること。

(1) スムーズかつ安定的な業務の移行

受注者は、窓口業務の混乱を招かないよう、契約締結日から業務運営開始までの間に、要員確保や体制構築をはじめとした業務設計及び要員教育等を行い、業務のスムーズかつ安定的な移行を実現する。

(2) 民間のノウハウを活用した効率的・効果的な運営

効率的な運営手法や来客対応スキルなど、受注者が有するノウハウを最大限に活用し、業務の目的を実現する。

(3) 市民満足度の向上

市民からの信頼を損なわないよう、常に適切かつ丁寧に対応するとともに、必要がある場合には、速やかに市職員に引き継ぎ、業務の円滑な連携を図る。

(4) 個人情報保護の徹底

税務事務を取り扱っている市職員は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、地方公務員法及び地方税法により幾重にも守秘義務が課せられており、個人情報の厳格な管理を行っている。このことを踏まえ、受注者は本業務の実施にあたって、「番号法」、「個人情報の保護に関する法律」及び「津市個人情報保護条例」を遵守するとともに、特定個人情報を含む税務情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

(5) モニタリングの実施と品質の向上

(1)～(4)の基本的な考え方のもと、効率的・効果的かつ適切な業務を遂行するために、受注者は毎月定期的なモニタリングを行い、常に業務の質、精度の維持・向上に努めること。

4 委託業務の基本的要件

受注者は、以下の基本的要件を満たした上で業務を実施する。また、本仕様書に記載のない細部事項は、市と受注者が協議のうえ定める。

(1) 履行期間と全体スケジュール

ア 履行期間

契約締結日から2021年11月30日まで

契約締結日から平成30年11月30日の間は準備期間とし、その期間は役務の提供を受けないため、この間の費用の支払いは生じないものとする。

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度以降に津市の歳入歳出予算の金額に減額があった場合、契約の内容を変更し、又は契約を解除することがある。

イ 全体スケジュール

契約締結日から平成30年11月30日までに業務準備、要員研修及び試行を完了し、平成30年12月1日から窓口等運営業務を正式に開始する。

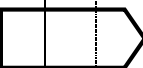
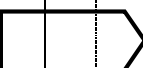
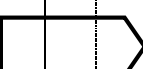
2018年（平成30年）12月1日から2021年11月30日までの間を業務運営期間とする。

(2) 詳細スケジュール

業務を市から円滑に移行するため、以下のスケジュールを遵守し、計画的に本業務を実施すること。

業務運営開始時の窓口の混乱を避けるため、平成30年11月30日までの間に窓口配置要員への研修を完了すること。

業務スケジュール（案）

作業内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
契約の締結				(10月下旬までに完了予定)					
業務詳細の打合せ									
業務設計、業務体制の構築、マニュアル作成									
要員手配・研修・シミュレーション期間									
運営開始									

(3) 業務実施場所

津市本庁舎 2 階（三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号）

(4) 運営日・運営時間

津市役所（税窓口）の開庁日及び業務時間に準じる。

5 委託業務とその内容

本業務の概要は以下のとおりである。

(1) 準備業務

本業務を適切に行うため、以下の準備を行うこと。

ア 業務設計、業務体制の構築及びマニュアルの準備

本仕様書及び市担当者との業務内容の打合せを基に、業務設計を行い、適切な業務体制を構築するとともに、業務マニュアルを作成すること。

イ 要員研修、シミュレーション期間

本業務の遂行に必要な知識及び能力を習得させるため、研修計画及び研修資料を作成の上、要員教育を実施すること。システム操作研修及びシミュレーション期間については、市担当者と別途協議すること。

(2) 窓口等運営業務の概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

なお、課税や納税についての具体的な相談など最終的な可否の判断を伴う公権力の行使にあたる業務（以下「コア業務」という。）については

本業務の対象外とするとともに、本業務と明確に分離・区別する。

ア 窓口受付・証明書取扱業務、公金収納業務

(ア) 窓口受付業務

納税者からの制度等への問い合わせについて、一般的な事柄に限り簡単な回答や案内等を行う。

税の窓口において各種申告書等を受付し、提出された申告書等の形式チェック（添付書類の確認、記入漏れや押印の有無の確認等）を行い受領する。

(イ) 市税関係証明書等の作成業務

納税者等から納税証明書等の交付申請があった場合、交付申請書の形式チェックや本人確認を行い、証明書等を作成し引き渡すものとする。

合わせて、所定の手数料の収納業務を行う。

納税証明書等とは、地方税法等に規定される「納税証明書」「固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書（評価証明、課税標準証明書及び公租公課証明等）」等のほか、市県民税関係（所得証明、課税証明、所得課税証明）、収税関係（完納証明）等がある。

(ウ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の申告受付及び自動車臨時運行許可に関する業務

軽自動車税及び自動車臨時運行許可に係る各種申告書等を受付し、提出された申告書等の形式チェック（添付書類の確認、記入漏れや押印の有無の確認等）を行い受領する。

提出された申告書等に基づき、電算入力業務を行い、標識等とともに証明書（交付証明書、申告受付書、または許可証）等を作成し引き渡すものとする。

(エ) 市税等収納業務

市税等の納付を申し出る納税者については、持参の納付書等を確認し、領収印を使用し収納処理するものとする。この場合、受注者が負担するレジスターなどの機器の使用も認める。

市税の納付があった場合は、その納付記録を電算入力する。

市税に限らず収納した金員は、受注者で責任をもって管理し、指定の金融機関へ払い込むものとする。

(オ) 報告書等作成業務

窓口での取扱内容及び収納内容についての、日報を作成し、市担当者へ提出する。

イ 後方業務

- (ア) 郵送により送付された交付申請書等の受付、証明書等の作成・発送、書類管理を行う。
- (イ) 照会文書等の受付、資料の作成・発送、書類管理を行う。
- (ウ) 郵送等により送付された申告書等の受付、電算入力、証明書等の作成・発送、書類管理を行う。

ウ 運営管理業務

業務の適正な運営と改善を行うため、この業務全般の事業計画の策定や実績管理、リスク管理等を行う。

また、業務遂行上の課題を把握し改善策を立案し、それを実行するとともに、これらの内容を取りまとめたうえ、随時、市に報告と説明を行うこと。

6 受注者と市の主な役割分担

受注者と市の主な役割分担については以下のとおりとする。

受注者と市の主な役割分担表

区 分		役割分担	
		受注者	市
委託準備	・委託準備業務 ・業務引き継ぎ管理 ・試行運用	・委託準備管理と実施 ・業務引継管理と実施 ・試行運用管理と実施	・受注者への協力 ・業務マニュアル作成の基となる資料の提供
運営委託業務	・窓口受付・証明書取扱業務、公金収納業務 ・後方業務 ・運営管理業務	・業務の実施 ・必要事項について市へ提案・報告	・コア業務への対応 ・例外事務等への対応
その他（ファシリティ、備品類等準備物）	・業務遂行に必要な業務スペース、什器設備の準備、スペース改修 ・業務遂行に必要な各種備品類等の準備	・業務遂行に必要なもの全てを整備・運用・保守（市が庁舎管理の範疇で整備するものを除く。）	・市が庁舎管理の範疇で整備する一部什器等の提供 ・税務情報システム端末機器等の提供（消費する電力、プリンターの消耗品、改ざん防止用紙等を含む。） ・業務スペースの提供

7 前提条件

その他以下の条件を前提として、業務を遂行すること。

(1) 守秘義務及び資料等の持出しや複製の禁止

本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。

この守秘義務は、この業務を辞めた後も当該業務に従事していた要員に遵守させること。

また、市が管理する一切のデータ、資料等をこの業務以外の目的で持出し、利用、複写及び複製をしてはならない。

特に、この業務で取り扱う税務情報は、特定個人情報や重要な個人情報

報を含むものであり、市において必要と判断した場合には、特定個人情報を含む個人情報の取り扱いについて、実地の調査を行うことができるものとする。

(2) 委託業務における指揮・命令等

本業務における各業務に従事する要員への指揮・命令・管理・監督及び指導・育成は、本業務の範囲の一環として受注者が責任を持って実行すること。

(3) 信用失墜行為の禁止

本業務を遂行するにあたり、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(4) 業務従事者の服装等

本業務に従事する要員は、業務に適した服装を身につけ、その身分を明確にするための名札（顔写真入り）を必ず着用させるものとする。

(5) 資料等の適正な保管

市から提供を受けた本業務に関する資料及びこの仕様書に基づく帳票類等は、特定個人情報や重要な個人情報を含む場合があるため、適切かつ厳重に管理すること。

(6) 危機管理

機器等に障害が発生した場合は、速やかな復旧に協力し、また、復旧までの間の来客の対応を適切に行うこと。

事故、災害等の緊急事態の際は、市職員とともに来客の避難誘導にあたること。

(7) 苦情等の対応

受注者は、本業務の遂行において窓口来庁者等から苦情又は業務上のトラブルが発生した場合は、誠意をもって解決にあたらなければならない。また、当該事案について速やかに市へ報告しなければならない。

(8) 業務に使用する税務情報システム端末等

本業務に使用する市の税務情報システム端末機等（以下、端末機等という。）の配置は、以下のとおりとする。

なお、端末機等は、本業務にのみ使用するものとし、目的外での使用や指定場所以外への持ち出しを禁止するとともに、重要物品は鍵付きロッカー等に保管すること。

※端末機器等の配置予定数

デスクトップパソコン：5台

プリンター：2台

その他付属機器等：適宜

(9) 重要物品等の管理

金品（郵便為替等を含む。）、受付印等の重要物品は、執務室外への持ち出しを禁止するとともに、業務終了後、鍵付きロッカー等に適切に保管すること。

(10) 税制改正・組織変更等に伴う業務内容の変更

税制改正や市の組織体制の異動に伴い、本業務内容に変更が生じた場合は、その都度双方で協議を行い対応すること。

第2章 委託業務の詳細

1 準備業務

以下の各準備業務を行うこと。

(1) 業務設計・マニュアル作成業務

ア 業務概要

本業務の内容を把握し、運営に必要な業務設計を適切に行い、業務に必要なすべての業務マニュアルを作成すること。

イ 業務要件

本仕様書の各要件を踏まえるとともに、あらかじめ市が提供する業務内容の資料及びヒアリングなどを通じて、本業務の内容を十分理解したうえで、全ての業務設計を適切に行い、必要な業務マニュアルを作成すること。

業務マニュアルには、以下の内容を記載すること。

- (ア) 基本事項（窓口での受付等に関する業務手順、一日の業務の流れ、業務日報の作成、困難事案発生時の市職員との連携、個人情報の保護）
- (イ) 税務情報システムの利用に関する事項
- (ロ) 危機管理・緊急対応業務に関する事項
- (エ) 業務実施体制に関する事項（要員の算出ルール、要員体制表、突発的理由による要員交代、教育計画等）
- (オ) 内部監査資料の作成に関すること。

業務運営開始日までに作成したマニュアルは、市と内容の検証を行い、市へ提出すること。

業務マニュアルについては、要員教育までに作成するものとする。

税制改正や市の組織変更、業務改善等により業務内容の変更などがあった場合は、市と協議の上、適宜業務設計やマニュアルを見直し、修正を行うこと。

内部監査資料にかかる様式等については、市と協議のうえ作成すること。

(2) 業務実施体制構築

ア 業務概要

本業務を遂行するにあたり、適切な体制の構築及び要員の配置を行い、円滑な遂行に努めること。

イ 業務要件

本業務を遂行するにあたり、マネージャー、サブマネージャー及び

担当者等の役割分担の要員を業務量の変動に応じ適正数配置し、効率的かつ効果的運営が可能な体制を整備すること。

なお、本業務の業務時間中は、サブマネージャー又は代理者が必ず業務運営場所に常駐しなければならない。

ウ 各担当者の業務

(ア) マネージャー

本業務の総括責任者としてマネージャーを配置すること。マネージャーの主な業務内容は以下のとおりとする。

- a 本業務のマネジメント全般（要員配置計画、業務運営管理等）
- b 定期的な実績管理・分析
- c 業務実績報告の作成と市への報告
- d 業務改善推進に関する業務（業務フロー等の点検、業務改善策の検討）
- e 各種調整業務
- f サブマネージャー、担当者の育成
- g 業務上の連絡事項や注意事項について、サブマネージャーや担当者への周知徹底
- h 本業務に係る情報セキュリティー等リスク管理
- i 市職員への報告・連携

(イ) サブマネージャー

担当者のリーダーとして、各窓口の指揮・監督を行うサブマネージャーを配置すること。サブマネージャーの主な業務内容は以下のとおりとする。

- a 担当業務の要員管理、業務管理
- b マネージャーへの業務報告、担当者との情報共有
- c 日報作成
- d 公金及び釣り銭等の管理
- e 業務状況に合わせた担当者への指示
- f 問題発生時における対応
- g 繁忙時等における担当者業務の支援
- h 課題抽出と改善策の検討
- i 税制改正や市の組織変更、業務改善等により業務内容の変更などがあった場合は、マニュアルを見直し修正を行う。
- j 担当者の育成
- k 市職員への報告・連携
- l 緊急時の避難誘導等（市職員と連携）

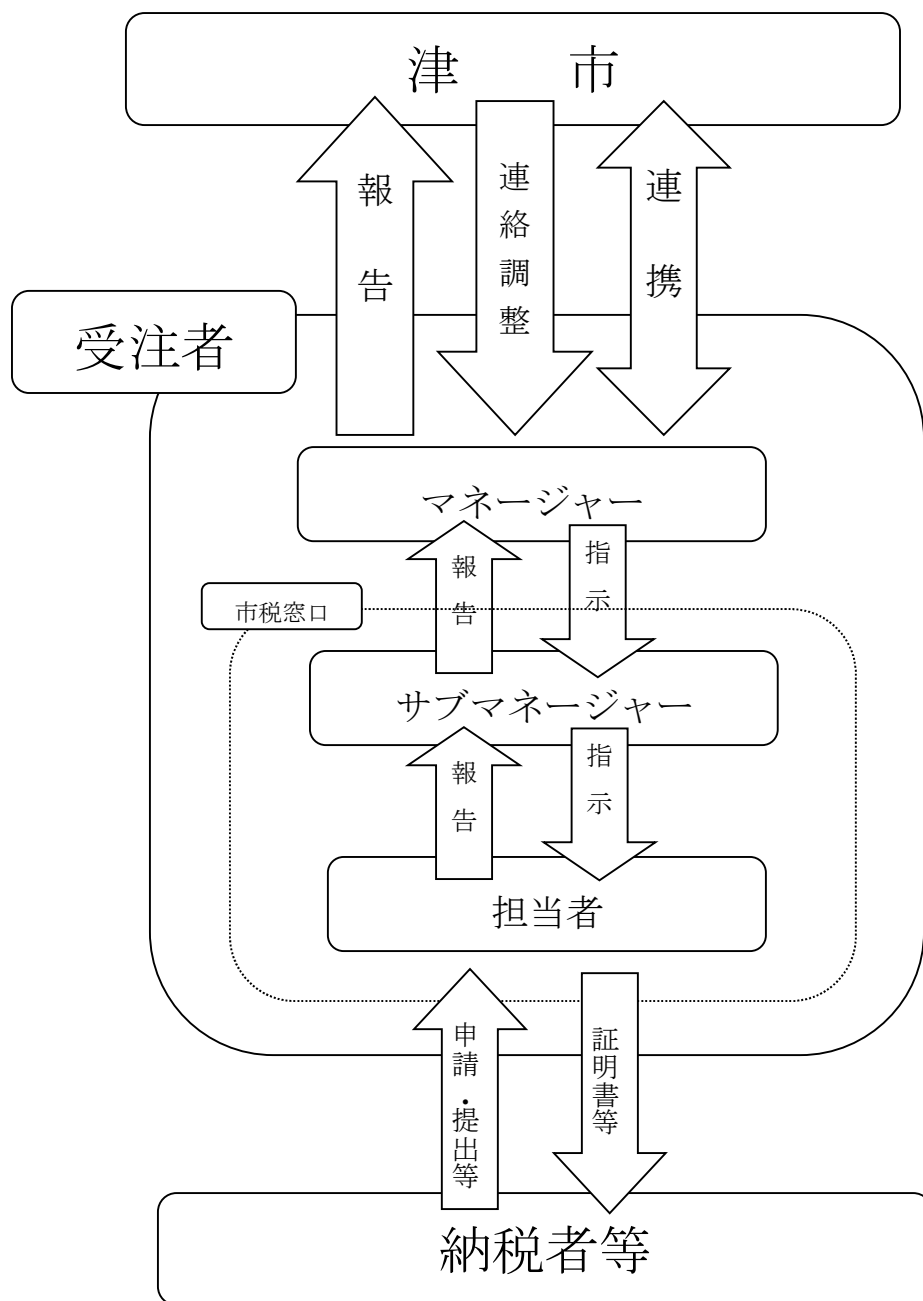
m その他、サブマネージャー業務に付随する業務

(ウ) 担当者

本業務の実務担当者として担当業務の制度やマニュアル等を理解し、電算端末操作も的確に行える担当者を配置すること。担当者の主な業務内容は以下のとおりとする。

- a 提出された各種申告書等の受付業務（形式チェック等）、控え等の引き渡し（発送等含む）及び書類整理
- b 証明書等交付申請書及び照会文書等の受付及び書類整理
- c 納税証明書等の作成・引き渡し（発送等含む）
- d 固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書（評価証明書、課税標準証明書及び公租公課証明書等）の作成・引き渡し（発送等含む）
- e 所得証明書等の作成・引き渡し（発送等含む）
- f 原動機付自転車及び小型特殊自動車の申告書等の受付、証明書等作成に係る電算入力、及び標識引き渡し
- g 自動車等の臨時運行許可に係る申請書の受付、許可証作成に係る電算入力、及び番号標の引き渡し
- h 窓口での手数料及び市税等の収納業務
- i 徴収業務に係る収納記録等電算入力
- j 来庁者の案内誘導
- k 庁舎の簡単な案内
- l 日々の業務での課題の抽出及び改善提案
- m 緊急時の避難誘導等（市職員と連携）
- n その他、窓口業務に付随する業務

業務実施体制



(3) 要員教育業務

ア 業務概要

本業務を遂行する上で必要な能力を要員に習得させるため、教育計画及び教育資料を作成し、要員教育を行うこと。

イ 業務要件

- (ア) 本業務を適切に遂行できるよう教育体制を確保すること。
- (イ) 教育計画（カリキュラム）を作成し教育資料を作成すること。また、教育計画に基づき教育資料を使用して要員教育を行うこと。
- (ウ) 教育計画、実施内容は事前に市へ報告すること。また、実施報告は、当該教育が終了後速やかに市へ報告すること。
- (エ) 要員のモチベーションを高めるための方策を継続的に講じること。
- (オ) 初期教育は少なくとも次の内容を満たした教育を実施し、本業務を遂行する上で必要な能力を習得させること。
 - a マナー、コミュニケーション及びシステム操作など、本業務を適切に遂行できる能力を習得させること。
 - b 特定個人情報や個人情報保護の適切な管理、守秘義務が遵守できるよう、教育を徹底すること。
 - c 市税の制度概要を理解し、適切にこの業務を遂行できるよう、教育を徹底すること。

(4) ファシリティについて

ア 市が貸与するもの

- (ア) 業務遂行に必要なスペース及びカウンター
- (イ) 基幹情報システム（端末5台、プリンター2台を予定）
- (ウ) 事務用机
- (エ) ファクシミリ機（市職員と共用）
- (オ) 内線電話機（構内PHS1台）
- (カ) その他、必要最小限の什器

イ 受注者が負担するもの

- (ア) 領収印、受付印（本市の指示する仕様とする。）
- (イ) コピー機（簡易なもので可）
- (ウ) その他、業務遂行に必要な什器
- (エ) 電気料金等負担額は双方協議の上、別途定める。

(5) 業務の導入管理・試行運用

ア 業務概要

委託業務を円滑に導入・運営するために必要な業務設計から試行運用までの全てについて、業務の導入管理を行う。また、業務の全ての

検証を行うため、実際に要員を配置し、市と受注者が連携して本番を想定した試行運用を実施すること。

イ 業務要件

(ア) 導入管理

(イ) 市と受注者で導入管理打合せを開催し、進捗状況等の報告を行うこと。

ウ 試行運用

試行運用で問題があった場合は、改善案を策定し速やかに市へ報告すること。

第3章 その他

1 納入成果品

本業務に係る納入成果品は以下のとおりとする。この、成果品の一切の権利は、市に帰属するものとする。

また、履行期間中に市から提示又は作成の要請があった場合は、これに応じること。

(1) 業務運営開始前までに提出するもの

- ・業務実施体制図
- ・業務マニュアル一式
- ・研修関係資料一式
- ・各種様式類

(2) 業務運営開始以後に提出するもの

- ・業務実施報告書
- ・その他、その内容に変更が生じたもの

2 入退室の管理

従事者は、執務場所に入室するときは、最低限の身の回り品を除くほか、携帯電話や各種記録メディア等、一切の私物の持ち込みを禁止する。

3 想定業務量の修正

本業務における想定業務量と受注者による実績に大幅な差異が生じた場合で、その原因が想定業務量の算定基礎に起因するときは、市及び受注者双方で協議し、当該業務量を修正するものとする。

4 適用の除外

受注者は、大規模な自然災害等、受注者の責めに帰さない事由（以下「不可抗力」という。）により、本仕様に定めるサービスの提供ができなくなった場合で、市が、当該不可抗力によるものと認めたときは、本仕様書に定める義務の履行を免除されるものとする。

5 疑義の取り扱い

本仕様に定めのない事項又は明記されていない細部の事項及び業務遂行中に疑義が生じた事項は、市と受注者双方協議の上決定するものとする。

6 リスク分担

予想されるリスク及び市と受注者（事業者）の責任分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) リスクについて

本履行期間中に発生する可能性のある全ての事故、需要変動、天災及び物価上昇等の経済状況等の事象が起こった結果、業務に係る経費や収入について、損失が発生する可能性をリスクととらえる。

(2) リスク分担

ア リスクの想定

契約手続きから各事務の実施・完了にいたるまでの委託業務全体を通じて、リスクが起こりうる場合を発生原因又は態様別に想定し、その基本的な分担の考え方を定めることとする。

イ リスクを分担する者

次のような点を考慮してリスク分担を整理する。

- (ア) 顕在化したリスクに対して、その責めに帰すべき理由をより多く有している者がリスクを分担する。
- (イ) 受注者の担当する事務の遂行に伴い発生するリスクは、受注者がこれを管理し、リスク発生時の影響についても自ら負担する。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、市が責任を負うこととする。
- (ウ) リスクが顕在化するおそれが高い場合に、追加的支出を極力小さくし得る対応能力を有している者がリスクを分担する。
- (エ) リスクの具体的な発生状況等により、いずれか一方に決め難い場合は双方協議とする。

(リスク分担表)

リスク					リスク分担		
発生段階	No.	リスクの種類		リスクの内容	甲	乙	協議
選定段階	1	説明書等リスク		プロポーザル説明等の記述内容の誤りに対するもの	○		
	2	計画変更リスク		市の帰責理由による事業内容の変更に関するもの	○		
	3			事業者の帰責理由による事業内容の変更に関するもの		○	
	4	応募費用リスク		応募費用の負担に関するもの		○	
	5	契約締結リスク		市の帰責理由による契約締結の遅延、締結不能	○		
	6			事業者の帰責理由による契約締結の遅延、締結不能		○	
設計・業務構築段階	7	経済リスク	物価変動	履行期間中の人件費等物価の変動(インフレ・デフレ)			○
	8		金利変動	履行期間中の金利の変動(インフレ・デフレ)			○
	9	資金調達リスク		本事業の実施に必要な資金の確保に関するもの			○
	10	支払遅延・不能リスク		サービス対価(委託料)の支払い遅延・不能	○		
	11	債務不履行リスク		市の帰責理由による債務不履行、本業務の中止・延期	○		
	12			事業者の事業破綻・事業放棄・主要義務違反等		○	
	13	不可抗力リスク		自然災害、戦争等市又は事業者のいずれの責にも帰すことできない事象			○
	14	仕様変更リスク		市の指示により仕様が大きく変更となるもの	○		
	15			事業者の都合により仕様が大きく変更となるもの(要求仕様不適合)		○	
	16	スケジュール遅延リスク		市が必要なインフラ等資源を提供できないことが原因によるもの	○		
	17			市の政策に影響するもの	○		
	18			事業者の帰責によるもの		○	
	19	社会リスク		市の帰責による第三者賠償	○		
	20			事業者の帰責による第三者賠償		○	
	21	FAQ等情報整備リスク		市が提供するべきFAQの根拠資料の不備等	○		
	22			事業者が実施すべきFAQ等整備作業の不備等		○	
	23	要員整備リスク	要員手配リスク	事業者の帰責理由により運営に必要な要員の確保ができない場合		○	
	24		教育・研修リスク	市が提供するべき資料等の不備等による要員の知識、技能不足	○		
	25			事業者が実施すべき教育・研修の不備等による要員の知識、技能不足		○	
	26	特定個人情報、個人情報、秘密情報等の漏洩等リスク		市の帰責理由による個人情報の不正取得、濫用、漏洩等	○		
	27			事業者の帰責理由による個人情報の不正取得、濫用、漏洩等		○	
	28	業務設計・業務マニュアル整備リスク		市が提供するべき関連資料の不備等市の帰責理由による設計・業務マニュアルの未整備	○		
	29			事業者が実施すべき業務設計・業務マニュアル整備作業の不備等事業者の帰責事由による業務設計・業務マニュアルの未整備		○	
	30	システム	計画・設計リスク	市の指示、判断の不備・変更によるもの	○		
	31			設計上の問題で、ハード・ソフトウェアが追加的に必要となるもの		○	

サービス提供・保守運用段階	32	構築リスク	設計が不適格であったことから想定外の作業が必要となる場合		○	
	33		上記以外の要因による不備・変更によるもの		○	
	34		テストリスク	市が提供すべき設備や人員による場合	○	
	35			事業者が提供すべき設備や人員による場合		○
	36	ファシリティ整備リスク	市の帰責によるファシリティ整備の不備に関するもの	○		
	37		事業者の帰責理由によるファシリティ整備の不備に関するもの		○	
	38	機器損傷リスク	市の帰責による事故または誤用によるもの	○		
	39		事業者の帰責による事故または誤用によるもの		○	
	40		自然災害など不可抗力による損害			○
	41	データ損失、損害リスク	市の帰責理由によるデータの損害	○		
	42		事業者の帰責理由によるデータの損害		○	
	43		自然災害など不可抗力による損害			○
	44	サービス提供リスク	市が提供するインフラ設備、システム不具合、停止等	○		
	45		事業者が提供するインフラ設備、システム不具合、停止等		○	
	46		自然災害など不可抗力による損害			○
	47	内容変更リスク	市の政策変更により、業務内容を大幅に変更する場合	○		
	48		事業者の都合により、業務内容を大幅に変更する場合		○	
	49		上記以外の原因により業務内容を変更する場合			○
	50	技術革新リスク	急激な技術革新への対応が必要となった場合			○

甲：市 乙：受注者(事業者)

7 次期受注者に対する引継

受注者は、次期受注者が他の業者に変更される場合、業務が円滑に執行されるよう次期受注者に対して事務の引継ぎを行うと共に、必要な要員教育を行うこととする。

その際、市からの資料等の請求は、受注者の不利益になると市が認めた場合を除き、全て応じるものとする。なお、市が引継ぎ未完了と認めた場合は、履行期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。市は、受注者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受注者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

市は、受注者が本業務の継続的な遂行が困難となったことを理由に契約を解除した場合で、当該解除の時点において成果品等が市に業務引継ぎができる状態に至っていないときは、受注者に対し、当該成果品の引渡しに代えて、当該契約の解除により市に生じた損害の賠償を求めることができる。

想 定 業 務 量

○窓口業務

(単位:件)

業務内容	件数/ 年間	件数/ 日平均	所要 時間 (分)	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1 フロア一案内業務	9,811	40	1	667	1,074	913	1,009	704	836	1,138	741	791	705	645	588
2 各種申告書等受付業務	6,258	26	1	177	3,160	975	618	189	334	142	148	160	99	116	140
3 窓口受付、証明書等作成・引き渡し業務(郵送請求分含む。)															
納税証明書	2,193	9	5~10	167	220	153	210	139	151	226	202	179	190	200	156
完納証明書	1,372	6		29	103	74	52	41	43	113	53	66	46	237	515
所得証明書	2,432	10		130	121	116	109	124	86	384	336	301	259	257	209
課税証明書	261	1		12	5	15	48	7	0	124	18	12	8	9	3
所得課税証明書	9,802	40		409	456	417	805	605	443	2,941	1,246	864	642	571	403
評価証明書	5,091	21		340	424	451	386	746	420	428	367	424	396	356	353
公租公課証明書	1,654	7		90	111	198	97	319	132	164	110	119	101	106	107
課税標準額証明書	84	0.3		0	2	7	56	2	0	3	5	2	0	0	7
評価額・課税標準額証明書	145	1		10	14	8	14	23	22	6	14	9	10	9	6
住宅用家屋証明書	986	4		94	74	76	156	58	71	75	74	70	91	80	67
その他資産に関する証明書 固定資産課税台帳写し(閲覧)	260	1		20	16	23	29	19	23	15	23	20	33	29	10
	798	3		52	85	114	94	6	15	68	65	70	62	105	62
軽自動車車検用納税証明書	967	4		57	62	111	142	105	66	67	64	63	74	86	70
評価証明交付依頼書(無料)	2,839	12		188	255	206	179	405	230	226	252	204	196	249	249
4 原付・小型特殊自動車等の申告及び臨時運行許可に係る業務															
原付・小型特殊自動車等の申告受付業務	2,081	8	2~7	140	148	199	349	185	198	139	127	132	168	152	144
臨時運行許可証の発行及び返却に係る呼びかけ	773	3	5~10	76	51	53	89	88	79	60	66	54	64	47	46
5 市税等収納及び報告書作成業務															
窓口公金収納業務(※1)	1,209	5	2~3	77	54	104	57	145	237	184	59	75	66	98	53
収納金清算及び日報作成業務	245	1	20	19	19	20	22	20	20	22	20	22	20	21	20

※1 件数は、納付書取り扱い件数を示す。

○後方業務

業務内容	件数/ 年間	件数/ 日平均	所要 時間 (分)	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1 公用照会文書等受付業務(郵送分)															
所得内容等照会文書	8,452	34	2~7	274	272	292	379	343	1,055	1,508	1,142	1,359	982	553	293
2 申告書等受付業務(郵送分)															
法人市民税申告書受渡件数	1,731	7	2~7	140	81	98	104	121	202	274	200	144	68	75	224
軽自動車廃車通知受渡件数	280	1	1	25	16	27	48	28	30	24	19	15	14	20	14

※件数は、平成28年12月から平成29年11月までの実績

※所要時間は推定

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受注者は、津市（以下「発注者」という。）の定める津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保

持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

- (6) 個人情報電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 受注者は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日

時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 発注者は、委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)
商号 (名称)
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号
E-mail

印

件 名 津市税務窓口等運営業務委託

上記案件に係る内容等に関して、次のとおり質問します。

書類名、項、箇所	質 問 内 容

(注) 質問がある場合は、別に定める提出期限までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、政策財務部市民税課税政担当へ提出すること。提出期限時刻必着とし、メール送信後、電話により受信確認を行うこと。電話・口頭等によるものや提出期限の過ぎた質問については、受け付けません。

第1号様式（第8関係）

参加申込書

（記 号 番 号）
年 月 日

（あて先）津市長

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名



年 月 日付けで公告のありました下記業務について、下記
のとおり参加申込みをします。

記

- 1 業務名 津市税務窓口等運営業務委託
- 2 添付書類 別紙のとおり
（記載例）
 - ・〇〇〇〇資格証写し
 - ・〇〇〇〇実績証明書類
- 3 連絡先 所属
担当者氏名
電話
E-mail

第2号様式（第8関係）

宣 誓 書

年 月 日

（あて先）津市長

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

印

津市税務窓口等運營業務委託公募型プロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領の「5 参加資格」に記載された全ての要件を満たすことを宣誓します。

提 案 見 積 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

見積人 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名 印

全体の業務期間 (3 6 ヶ月) 当たりの金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
提案見積金額									円

(税 抜 き)

(委 託 名) 津市税務窓口等運営業務委託

(内 訳) 別紙内訳書のとおり

提 案 見 積 内 訳 書

1 1ヶ月当たりの金額

提案見積金額	百万	十万	万	千	百	十	一	円
--------	----	----	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

2 提案見積金額 (税抜き)

年 度	提案見積金額	対象となる履行期間
平成30年度	円	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで
2019年 (平成31年) 度	円	2019年(平成31年) 4月1日から 2020年3月31日まで
2020年度	円	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
2021年度	円	2021年4月1日から 2021年11月30日まで

津市上下水道事業告示第 17 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 7 月 17 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社マエダ住設	津市芸濃町棕本 772 番地 1	平成 30 年 5 月 22 日

津市上下水道事業公告第 15 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 7 月 23 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年7月23日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度 工務第28号 公共下水道事業に伴う河芸町上野地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 河芸町上野 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ200mm L=0.6m 配水管布設工 DIPφ150mm L=267.6m 配水管布設工 DIPφ75mm L=26.9m 配水管布設工 PPφ50mm L=22.0m 配水管布設工 PPφ30mm L=5.5m 配水管布設工 PPφ25mm L=5.0m 仕切弁設置工 φ150mm～φ30mm N=11箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=3箇所			
工 期	契約締結の日から 平成30年12月13日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】久居・一志	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月16日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	23,800,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形又は耐震管口径450mm以下）又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年7月23日		工 事 担 当 課	浄水課
工 事 名	平成30年度 浄水第22号 安濃町安濃配水池緊急遮断弁設備設置工事			
工 事 場 所	津市 安濃町安濃		地内	
工 事 概 要	機器の製作・据付 緊急遮断弁(φ150) 1台 緊急遮断弁盤 1面 盤改造 1式 機能増設 計装盤 1式 配管・配線工事 1式 試運転調整 1式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上水道施設の緊急遮断弁の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月16日 午前10時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	21,380,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年7月23日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成30年度 浄水第27号 白山三ヶ野配水池設備更新工事			
工 事 場 所	津市 白山町三ヶ野 地内			
工 事 概 要	機器の製作・据付 緊急遮断弁(φ150) 1台 緊急遮断弁盤 1面 引込開閉器盤 1面 配水池水位計装 投込式 1ループ 盤改造 1式 機能増設 計装盤 1式 配管・配線工事 1式 試運転調整 1式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上水道施設の緊急遮断弁の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月16日 午前10時20分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	21,750,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成30年7月23日		工 事 担 当 課	浄水課
工 事 名	平成30年度 浄水第20号 白山垣内配水池緊急遮断弁設備設置工事			
工 事 場 所	津市 白山町上ノ村		地内	
工 事 概 要	機器の製作・据付 緊急遮断弁(φ200) 1台 緊急遮断弁盤 1面 盤改造 1式 機能増設 計装盤 1式 配管・配線工事 1式 試運転調整 1式			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上水道施設の緊急遮断弁の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年8月13日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年8月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年8月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年8月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年8月16日 午前10時40分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	30,950,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成30年7月17日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成30年7月23日（月） 午後6時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

(2) 津市社会教育委員の委嘱について